

気候変動適応策の推進に向けた自治体行政の課題と展望

東京都市大学環境学部教授 馬場 健司

編集者注：本稿は、広く地方公共団体の今後の施策に役立てていただけるようなコンテンツを提供すべく御執筆いただいたものです。

1. はじめに：緩和策と適応策

地方自治体においては、これまで地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて、緩和策(温室効果ガスの排出削減対策)を中心とする地球温暖化対策実行計画を策定して施策を推進してきた。この計画は、同法により都道府県や政令指定都市等で策定が義務づけられている。

また、気候変動政策の両輪として、緩和策とともに進めることが求められる適応策(気候変動影響による被害の回避・軽減対策)については、2015年11月に政府の気候変動適応計画が閣議決定され、2018年12月に、自治体に適応計画の策定を努力義務とすることなどが規定された気候変動適応法が施行された。自治体の適応計画はそれ以前より策定されつつあったが、2016年以降に急速に策定・改定が進んでいる。

緩和策が基準年に対する温室効果ガス排出量の削減割合を目標として、再生可能エネルギーの導入施策などを実施するのに対して、適応策は生活や社会の様々な分野に現れる気候変動影響による被害の回避・軽減するための対策であるため、基本的には各分野における既存の施策の更新となる。例えば農業分野では品種改良、植付・収穫時の時期変更等、水環境・水資源分野ではダム・堤防等の設計基準の見直し等、自然災害・沿岸域分野では防波堤等の整備等、健康分野では伝染病・感染症早期予測等が挙げられる。

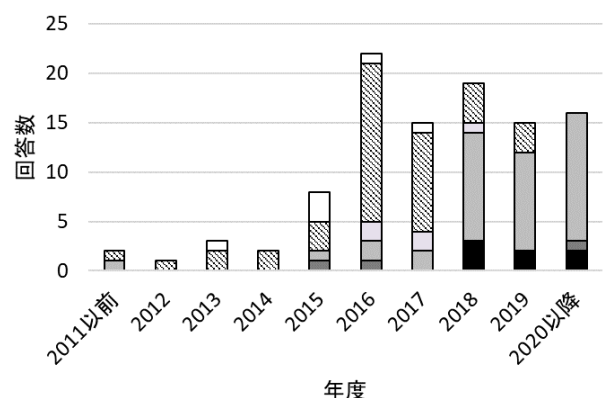
2. 各自治体での適応計画の策定動向

著者らは、都道府県・政令指定都市の環境部

局に対して2019年6月に質問紙調査を実施した(配布数; 155、回収数; 123、回収率; 79.4%)。以下では、この結果の概要を紹介する。

図-1は、適応計画の時系列での策定状況とその位置づけを示したものである。2016年に策定された計画の多く(N=16)が「地球温暖化対策推進法に基づく温暖化対策実行計画の一分野として策定」という位置づけであり、法が施行された2018年以降はこれらを適応法の法定計画と位置づけるものが多く、「気候変動適応法や条例に基づく単体の地域適応計画(法定計画)」という位置づけも数件ずつではあるが増えつつある。

適応計画では、当該地域において予測された将来気候と、その気候下で発生し得る各分野での影響評価という科学的知見を踏まえて施策を検討する必要がある。各自治体の適応計画で引用されている科学的知見についてみると、各地方気象台で発行する「気候変化レポート」が多く引用されている。これは、過去に観測された変化や今後予測される気候の変化を都道府県単位で把握できるため、最も基本的でかつ利用し



■ 気候変動適応法や条例に基づく単体の地域適応計画(法定計画)
■ 単体の地域適応計画(法定計画ではないが行政計画としての位置づけ)
■ 地球温暖化対策推進法に基づく温暖化対策実行計画や環境基本計画の一分野として策定したもの
■ 単体の適応取組の基本方針・戦略(必ずしも行政計画としての位置づけのないもの)
■ 地球温暖化対策推進法に基づく温暖化対策実行計画の一分野として策定(適応法の法定計画ではない)
■ 環境基本計画の一分野として策定(適応法の法定計画ではない)

図-1 自治体における気候変動適応計画の策定状況と位置づけ(馬場他, 2020より)

やすく、信頼性も高いものと考えられる。また、国立環境研究所の気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)を介して、過去の研究プロジェクトの成果も比較的容易に入手可能となっており、コンスタントに利用されている。

ただし、これらのデータは必ずしも自治体内の詳細な地域レベルでの結果が示されているわけではなく、具体的な適応策の検討に必ずしも十分な情報となっていない面もある。今後は、文科省・気候変動適応技術社会実装プログラム(SI-CAT)や環境省・地域適応コンソーシアム事業などで、自治体のニーズに基づいて詳細な影響評価を試みた結果が公開されていくことから、適応策の検討に活用される科学的知見がさらに充実していくことが見込まれる。

図-2は、今後、自治体が適応計画を策定する際に活用したい科学的知見へのニーズについて、

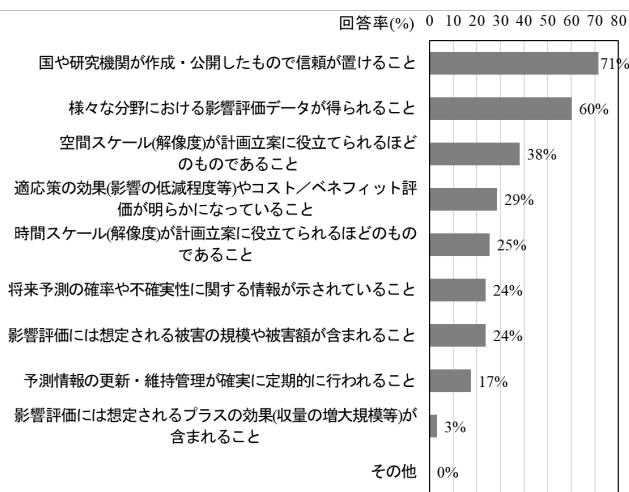


図-2 適応計画策定における自治体の科学的知見へのニーズ(馬場他, 2020より)

複数回答で得られた集計結果を示したものである。最も回答率の高かったのは「国や研究機関が作成・公開したもので信頼が置けること」であり、これについては、前述のように、定期的に複数の大規模な国家的プロジェクトが実施され、その成果が公表されており、このような科学的知見の継続性が求められているといえる。次いで「様々な分野における影響評価データが得られること」となっており、これが現時点では十分にニーズに応じた各地域、各分野の成果が得られていないといえる。これ以降は、「空間スケール」、「時間スケール」、「不確実性」などと続いている。空間スケールと時間スケールの具体的なニーズとしては、1km格子(30%)よりは行政区域内のいくつかの地域別(57%)という回答が多く、30年先(20%)よりは10年先(60%)という回答が圧倒的に多くなっている。ただし、これらは環境部局による回答であり、各分野や各部局によりそのニーズは異なると考えられる。

3. 適応計画の検討・推進上の課題

図-3は、適応計画の検討・推進上の課題についての集計結果を、同様の調査を行った2016年の結果と比較して示したものである。これによれば、「行政内部での予算措置の困難・資源不足」、「行政内部の経験・専門性の蓄積不足」が同様に突出して、次いで「行政内の部署間の職務分掌や優先度をめぐる認識の相違」の回答率が高

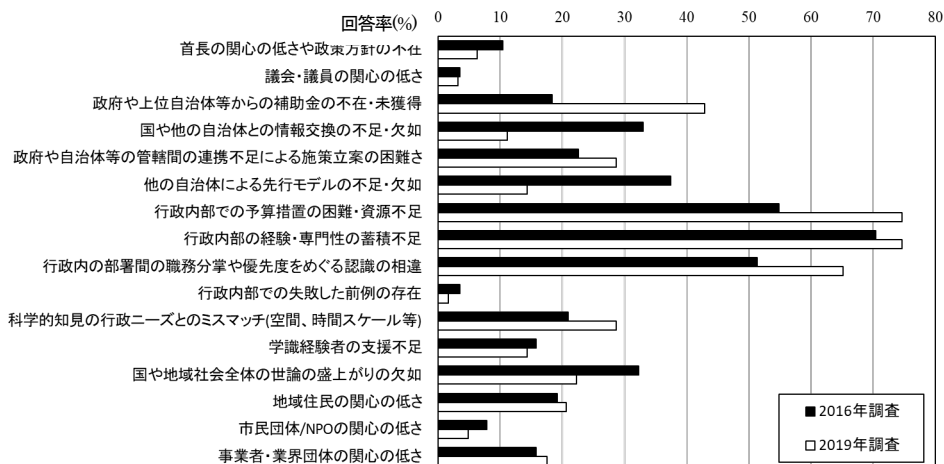


図-3 自治体における適応計画の推進・検討上の課題(馬場他, 2020より)

く、かつ 2016 年よりも 2019 年の方が高くなっている。多くの自治体では、元より緩和策の検討のために設置していた庁内横断検討組織の中に、適応策の部会を新たに設置するなどにより検討を進めるのが一般的であるが、気候変動影響に対する認知の相違から、或いはまた前述したように、適応策が各分野における既存の施策の更新となるケースが多いことから、理解を得るまでに時間がかかることも多いようである。

これらに次いで回答率の高い「補助金の不在・未獲得」、「政府や自治体等の管轄間の連携不足」そして「科学的知見の行政ニーズとのミスマッチ」も同様に経年的に回答率が高くなっている。科学的知見については、例えば実際に適応計画を策定しようとしたことにより、そのニーズが具体化し、それに見合う知見が少ないといった経験があると、否定的な評価になる可能性がある。ニーズとシーズのギャップは常に収縮と拡大を繰り返すものともいえる。

一方で、「国や他の自治体との情報交換の不足・欠如」、「国や地域社会全体の世論の盛り上がりの欠如」については、経年的に回答率が低くなっている。これは、前述の SI-CAT において筆者らが開催した地域適応フォーラム(全国の各部局の自治体担当者、各省庁の担当者、科学者、コンサルタント等、約 150 名が一堂に会して熟議を重ねる場、2016~2019 年に毎年 1 回開催)や、各地方環境事務所による地域気候変動適応広域協議会など、複数の場が設定されていることが反映されたと考えられる。

4. 今後の展望

気候変動適応法は、各自治体に地域気候変動適応センターの設置を促しており、すでに 20 を超える自治体が設置している。地方環境研究所の中に設置したもの、地元大学との連携の元に設置したもの、行政部局の中に設置したものなどがおおよそのパターンである。ただ、どのような機能を具備すべきかについては模索しながら

を進めているようである。

図-4 は、質問紙調査で得られた集計結果を示したものである。当然ながら、様々な主体への「影響予測情報の提供」が突出して高い回答率であり、科学的知見を提供するための機関であるとの認識が高い。次いで「影響予測情報の加工・分析」が高い回答率となっており、一定のリソースを有する自治体では、単に情報提供だけではなく、一定のデータハンドリングを自身で行うとの認識を持っている。予防原則に基づいた計画立案、科学的知見に基づく(エビデンスベース)政策形成が可能となるには、本来はこのような機能を持つ、行政に直結した研究機関が存在することが重要と考えられる。ただし、元来は大気汚染などの公害対策にルーツを持つことの多い地方環境研究所に、気候変動の専門家が在籍しているケースは稀であるため、地域気候変動適応センターとしてこのような機能を持つには困難が伴う。少数例として、地元大学が深く関与していることが求められるが、偶発的なケースが多いと考えられる。

「住民や事業者向けの研修や学習会の実施」、「対話の機会、将来シナリオづくり」、「住民参加型の気候変動影響のモニタリング」などの回答率は必ずしも高くはないが、適応策の社会的受容性を高めていくためには、行政部局とともに、地域社会に対して実施する必要性は高い。

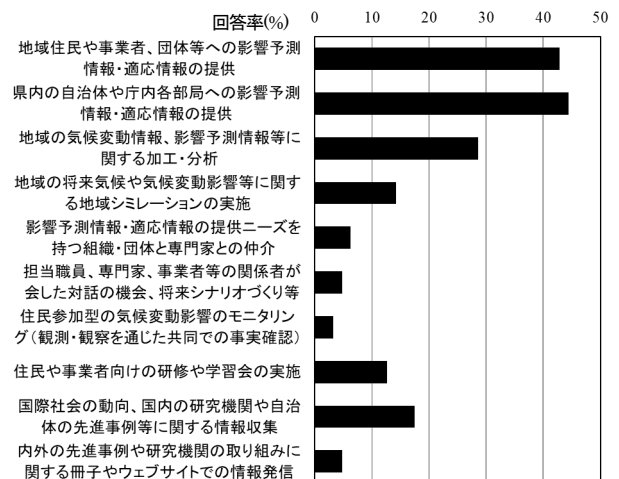


図-4 地域気候変動適応センターが具備すべき機能 (馬場他, 2020 より)

昨年度から開始された環境省「国民参加による気候変動情報収集・分析事業」に選定されたいくつかの自治体では、行政部局と地域気候変動適応センターが協働して、住民や事業者向けの研修や学習会を実施しており、筆者もいくつかの自治体の活動に参加する機会を得た。ウィズコロナ時代にあっても、オンラインワークショップは多くの実施例があり、オンラインであるからこそ可能(実施が容易)になる開催方法、例えば流域全体のステークホルダーがオンライン上で一堂に会する熟議の場も有効である(例えば、馬場他, 2019)。

また、筆者らは不確実性を伴う将来予測を補完し、あり得べき将来に対する洞察を得るため、そして不連続な将来の変化へ備えるために、バックキャストにより現在実施すべき政策やアクションプランについて検討を行うことができるよう、シナリオプランニングをベースとする方法論(統合型将来シナリオ手法; 馬場他, 2016 等、図-5)を開発し、これまでに長野県の果樹生産地や、岐阜県長良川を対象として適用してきた。図-6 はその一例を示したものである。岐阜大学と岐阜県で共同設置した地域気候変動適応センターでは、これも参照しながら適応策の検討を進めている。

これらはいずれも、長期的な気候変動リスクとベネフィットを、ステークホルダーや住民に自分事として捉えられるようにするための手法であり、実効性の高い気候変動適応策を進めて行くには、自治体行政と地域気候変動適応セン



図-5 統合型将来シナリオ手の手順



図-6 統合型将来シナリオ手法を用いて作成した地域適応シナリオの冊子の例

ターが協働して取り組む必要性が高いといえる。

参考文献

馬場他, 地方自治体の気候変動適応計画における科学的知見の活用に関する分析, 土木学会論文集 G(環境), 76(6), 2020(印刷中).

馬場他, オンライン熟議実験を用いた防災分野の気候変動適応策を巡るステークホルダーの態度変容分析, 土木学会論文集 G(環境) 75(5) II_151 - II_159 2019.

馬場他, 気候変動適応策の実装化を目指した叙事的シナリオの開発, 地球環境, 21(2), 113 - 128, 2016.

SI-CAT ガイドブック編集委員会(編集委員長: 馬場), 気候変動適応技術の社会実装ガイドブック (https://www.mext.go.jp/content/20200325-mxt_kankyoku-1345230_3.pdf)

著者略歴

東京都市大学環境学部教授
馬場 健司 (ばば けんし)

専門は、環境政策論、合意形成論、政策過程論等。内外での論文・著作多数。

筑波大学大学院環境科学研究科修士課程修了後、民間シンクタンク勤務、筑波大学にて博士(社会工学)を取得後、2016年より現職。法政大学客員教授も兼務。

神奈川県、滋賀県、農水省の気候変動適応関連の委員等を務める。IPCC AR5 Contributing Author も務めた。

自治大学校における研修講義の紹介

自治体文化行政論

東京大学大学院人文社会系研究科教授 小林 真理

編集者注：本稿は、自治大学校で令和2年1月21日（火）に行われた第1部課程 133 期における研修講義の内容を整理・加筆したものです。

1 はじめに

文化行政と聞いて、公務員の方がイメージするものというのは何でしょうか。文化施設を建設、維持したり、イベントをしたり、あるいは文化財を保護したりでしょうか。文化行政は、1970年代後半に先進的な自治体で開始されたといわれ、多様なあり方で展開されており、自治大学校の講義ではその一部を紹介するということに止まりました。公共政策としての文化行政にとって大事なものは、具体的な行政の施策の内容ということになるかと思いますが、それは何のために行うのでしょうか。私は、文化行政は、個人や地域の様々な潜在的な力を文化や芸術で引き出すことだと考えています。国が、文化や芸術の振興をするのとは少し意味が違うと思います。行政が行うことができることは、基本的にはハード面やソフト面における環境整備ですが、その前にやらなければならないことがあるように思われた経験を書きたいと思います。それは、1970年代に文化行政が積極的に語られたときに、いわれた「行政の文化化」という概念に関係します。

2 文化行政における「市民」の意義

以前、8年くらい前になるとありますが、ある自治体で、文化でまちづくりをしたいと相談があり、3年ほど大学院の学生たちを連れて通いました。最初は視察をさせていただきました。案内を担当してくださった行政の職員の方は、何も文化的なものがないと謙遜されながら、自



治体内にある国営公園と市指定の文化財が設置されているお堂を見せてくださるということでした。国営公園の方は辞退させていただいて、お堂を見せていただきながら、どんな市民活動があるかを伺ったかと思います。私自身がその市に対して最初に抱いた印象は、「どこにでもある日本の地方の自治体」という印象でした。日本全国の共通の問題である少子高齢化による人口減少、製造業の撤退による雇用の減少と若者の流出、残る若手は墓守といわれ、それに伴うシャッター商店街、医師の集まらない地方公立病院といった問題を抱えながら、国から提供されるあらゆる地域振興のための補助事業はすべて行っているようにみえました。地理的には県庁所在地と県内第二の都市の間に位置し、歴史的には交通の要所となりながらも、現代においては交通の便がよいとはいえ交通網の整備とJRの廃線阻止は、依然として地域振興の重要な課題となっていました。そのこと自体は残念ながら日本全国を見渡しても珍しいことではありません。

この市で特に私が印象づけられたのは、地域や、地域の歴史、試行錯誤した取り組みに対して誇りや愛着を感じさせない後ろ向きの言葉の数々が聞かれたことでした。日本人一般が身内を褒めない、謙遜するという傾向が強いことを考慮に入れたとしても、それでも3年間で聞かれたこれらの言葉の数々は、「何もない」からこの地域に住み続けられないのではない、この地域特有の考え方・風習・習慣・ものの言い方、行為（文化）があるように思えてきました。最初の2年間一緒に訪問してくれていた国の外郭団体の職員は、毎回のその言葉に嫌気がさしたようで、東京に戻る道々いつもこの話になったくらいです。このような傾向は、東西北を簡単には越えられない山に囲まれ、地区によっては雪深いこの地域の人たちの独自の傾向（あるいはDNA）なのではないかと思うに至りました。

ところが、いろいろと調べてみると、それがマイナスに作用するどころか、市民の力で作りあげたその地域に特有の地形や動植物を扱った博物館があり、日本で最初に新しい技術を成功させた企業があり、100年近く県内の教育関係者の努力で続いている学びの殿堂があり、豊かでありながらも厳しい自然に触発された芸術家たちが移り住んで活動が活発に行われているなど、この地域には元々新しいことに挑戦し、受容しようとする、自主的で創造性あふれる精神が生まれる、あるいはそういう人たちを惹きつける土壌や魅力があることがわかりました。さらに日本有数の美しい山並みに向かう玄関口であることから、山岳関係者でこの市のことを知らない人はいないし、悪く言う人もいない。かつて1980年代にはこれらの自然の豊かさを活かしてエコミュージアムを作ろうとしていた行政職員もいた（たぶん当時は斬新すぎて理解されなかったのでしょう）。また市の名称は知らなくても、日本の高度経済成長において重要なエネルギーを供給源として知られたダムを知らない人はいない。つまり、消極的な発言をさ

れる行政の職員以外の人には、この地域の良さや、活かし方のアイデアをもっているということです。これらの人たちをとりあえず「市民」と呼びますが、この「市民」の人たちは、何がこの地域を消極的な発言へと向かわせる地域にしまったのか、誰が言っているのかということをよくわかっていて、考えさせられました。おそらくこのような後ろ向きの発言や傾向は、せいぜい50年くらいの間に生まれたものです。新しい体験を生み出せば50年くらいの間に前向き志向に変えられるのではないかとさえ思うようにもなりました。

この地域の文化的資源を発見することを据えることは、それほど奇をてらったことではない、前述したように消費ということにとらわれなければ、むしろこの地で育まれている文化的土壌を掘り起こすことは絶好の地域です。その思いを後押しするようになったのは、この地域の自然の豊かさ、たどってきた歴史も含めて地域の魅力を、これまでのやり方に拘泥することなく自分たちの視点からとらえ返し、積極的な地域愛へと変えていこうと取り組んでいる地域の「市民」の人たちと出会えたからです。私は、地域を持続可能に変えることができるのは、その地域に住んでいる「市民」以外にありえないと思っています。ここで私が「」（カッコ）付きの「市民」と書いているのにはわけがありません。基礎自治体の行政区分である「市」に住んでいる人は、すべてが「市」民です。でもすべての住民が、市全体の発展や振興を考えているわけではありません。むしろそのような人たちは少ないのではないのでしょうか。市民といえば、かつては行政に、もの申す人という意味が強かった時代もありますが、現代においては公共の概念が広がり、「新しい公共」の担い手として意識されることが多くなっているのは周知の通りです。行政の手の届かない社会課題の解決に力を注いでいる市民の人たちがいます。今や「市民」は単なる政治的なスタンスを主張するだけ

の人なのではなく、また自己利益をはかるために利益誘導をするのではなく、地域の共通の課題を解決することに積極的に関わり、責任を果たそうとしている人たちです。ただこの人たちは行政の側からみると、相当に灰汁やこだわりが強い人たちにみえることが多いと思います。日本の他の地域の成功例は、文化の分野でそのような活動をしている人たちを積極的にサポートする、あるいはその人たちと時間をかけて信頼関係を築きながら地域の潜在力を引き出し、地域が変容していくきっかけになっていったことを示しています。

3 文化行政における地方自治体の役割

「市民」と行政の役割の再考し、それをこの市でどのように行えばよいか。私自身の専門は、文化政策をどのように制度設計をし、どのように運用していくのかということですから、この観点から取り組む必要がありました。第一には、市役所の文化振興の方針とやり方に方向性をもたせること、第二に、その運用にあたって重要な役割を担うことを想定している「市民」に知識と方法を身につけてもらうこと、そして第三に、これら全体を運用していく行政職員に知識と方法を身につけてもらうことを目標に考えました。これら3つの目標を達成するために、市の若手職員の人たちを対象に地域の文化資源を発掘し、活かす取組みを考えてもらうワークショップをするということと（それがすでに「市民」によって考えられてきたものであることを最後の発表で提示し）、市の文化関連のビジョンを策定し、市民と行政が一緒に制作・運営を行うプログラムの実施を設計しました。継続的な文化振興のための仕組み地域の文化振興については、2001年に文化芸術振興基本法という法律が制定され、文化芸術を振興することは地方自治体の責務になりました。第4条では、文化芸術の振興に関して、地方自治体は「国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域

の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定められています。2017年に文化芸術振興基本法は改正され、文化芸術基本法になり、第4条はそのままで。この文言で重要なのは、「自主的、主体的に」という部分と、「地域の特性に応じた施策」というところです。地方自治体自らがイニシアティブをとらないと、単純に国の補助事業に踊らされてしまいます。これまでのすべての国の補助事業と地方自治体の関係がそうでした。自治体は、国に提示されてから国の補助事業を地域に適切なものかどうかを考えているところが多く、それはアイデアの一つかもしれませんが、熟考しなければ自らの主体的、創造的な営みには結びつきません。それゆえに責任も取りにくい、うまくいかない場合は誰かのせいにすればよいということになりがちです。自らの描くビジョンを策定して、その目標のために国と必要に応じて連携ができるかを検討しないと、地域の文化が壊れてしまう危険性もあります。そういった理由から文化振興のためのビジョンづくりは不可欠です。しかし、多くの地方自治体では、文化については、これまでに教育委員会や生涯学習などの領域で個人の自主的な学びや楽しみという視点から支援を行っていることから、それほどまでに緊急性をもって受けとめられておらず、文化芸術を（あるいは文化芸術で）振興していくための条例や計画を策定している地方自治体は、日本全国を見わたしても多いとはいえません。しかしながら、文化芸術基本法の改正でも明らかですが、文化や芸術は、地域の潜在力を引き出す力を有しています。そのための方向性を考えていくにあたって、地域の文化的資源を確認して可視化する作業と、それを通じた計画化のプロセスをじっくりとやってみることは、第一歩です。

これは、いわゆる市民参加、市民協働という言葉に還元されて、公聴会を開くとか、パブリックコメントをとるといった形式的な活動にしまいがちですが、おそらくそうではなくて、ま

ちづくりを一緒に行っていくための信頼関係の醸成するために行うものです。地域の文化的資源はモノ、コト（歴史・記憶・経験等）、場所、空間等を様々なところに掘り起こされずに眠っていますから、それを一緒に紡ぎながらまちづくりのための文化ビジョンを描いていくことによって、市民文化を醸成していくのです。これを、プロジェクトを行いながら行っていくことによって、市民文化が形成されるということであり、そのプロジェクトは実は何でもいいのです。それは文化施設を建設すること、文化施設の運営を改善すること、新しいものの見方を導入するために芸術文化の力を借りること、文化財を活用すること、あるいは芸術祭を開催すること、どれでもいいのですが、このプロセスをじっくりと歩んでいける持続力と継続力が、文化行政にとって大事だということになります。これまでの文化行政の成功事例をみていると、最低でも10年、本当に成果が見え出すのには20年は必要だと思います。数字的な結果はその後に付いてきます。そのくらいの取り組みをしていく決意は、単に行政の異動を前提とした事業実施では無理で、行政職員が異動しても継続していく仕組みをどのようにつくるかということが重要なのだということです。

4 最後に

いくつかの自治体に関わってわかってきたことに、全国共通の課題かもしれないけれど、地域ごとに眠っている文化は異なることから、その解決方法も地域ごとに異なるということを考えていく必要があるということになります。先に挙げた自治体には3年くらいしか関わることができず、日常的に関わることのできる距離感ではなかったこともあり、うまくいったとは思いませんでした。本当は自治大学校でこういうことまでを伝えたかったのですが、限られた時間の中でうまくいきません（笑）。



（自治大学校中庭から見た食堂）

著者略歴

東京大学大学院人文社会系研究科教授
小林 真理（こばやし まり）

早稲田大学大学院政治学研究科（行政法専修）博士後期課程満期退学。静岡文化芸術大学文化政策学部講師、東京大学大学院人文社会系研究科准教授を経て、2016年より現職。

自治大卒業生の声

自治大学校卒業生

(基本法制研修 B 第 4 期、第 1 部・第 2 部特別課程第 38 期)

愛知県西尾市 福井 美保

編集者注：本稿は、自治大学校における研修の特長などについて、自治大学校の卒業生が記したものです。

1 はじめに

私は、令和元年 10 月開講の基本法制研修 B と令和 2 年 1 月開講の第 1 部・第 2 部特別課程を受講させていただいた。

研修受講前、先に派遣された職場の先輩から研修中の様子を聞いたり、激励を受けたりしたが、「長期間職場を離れて業務に支障はないだろうか」、「初対面の研修生と上手くやっていけるだろうか」、「研修課題をこなせるだろうか」という不安な気持ちを抱えたまま基本法制研修 B の初日を迎えた。しかし、慌ただしい中にも充実した 2 週間の研修生活の中で、いつしか不安は前向きな気持ちに切り替わっていた。そして、年が明けて第 1 部・第 2 部特別課程受講のため自治大学校に到着した際には、再び自治大学校で学べる喜び、全国から集まる研修生という仲間と出会える期待で胸が膨らんでいた。

令和 2 年 2 月 21 日、全ての課程を修了し、無事に卒業することができた。研修を終えた今、精一杯やり遂げた達成感、このような学びの機会を与えていただいたことへの感謝の気持ちでいっぱいである。そして、何より研修を通じて出会えた多くの仲間を支えられ、今があることを心から実感している。

2 基本法制研修 B

基本法制研修 B では、「行政法」「民法」「地方税財政制度」「地方自治制度」及び「地方公務員制度」の 5 課目について講義形式で

学んだ。2 週間という短期間で広範囲を学ぶためどんどん講義が進んでいくが、要点が整理されたテキストをもとに過去の事例や最近のトレンドを含めた講師の説明は興味深く、新たな知識の習得につながった。

「行政法」「地方自治制度」「地方公務員制度」の 3 課目については、効果測定があった。出題範囲が広く苦勞したが、寄宿舎の談話室に同じフロアの研修生が集まり、自分一人では難しい問題について勉強会を開催したり、研修生が自らまとめた学習資料を研修生同士で共有したりと、励まし合いながら効果測定に臨むことができた。

「地方税財政制度」については、日本の財政の現状や制度改正の動向など「マクロの地方財政」について講義で学んだ。一方、各自治体の財政状況や財政運営のあり方という「ミクロの地方財政」については、自分の自治体の財政関係資料を収集・分析し、レポートを作成することにより理解を深めることとなっていた。財政担当の経験のない自分にとっては、このレポート作成が頭を悩ませた。しかし、これが自分の自治体の財政状況について考える良い機会となり、財政担当の経験がある同期の研修生にアドバイスをもらいながらレポートを書き終える頃には、もっと財政全体について深く知りたいと思うようになっていた。

特別課程の受講要件として、「基本法制研修の受講」又は「e-ラーニング」による自宅等での事前学習が選択制となっているが、私は「基本法制研修の受講」をお勧めしたい。基本法制研修受講者であっても「e-ラーニング」による学習ができ、また、何より研修

生同士が講義以外の場でも学び合うことで、より深い理解と研修生同士の絆が深まる良い機会だからである。

3 第1部・第2部特別課程

この特別課程は、「講義形式による研修科目」「演習班に分かれて行うテキスト型事例演習とディベート型演習」「特定政策課題レポートの作成」の3要素で構成されている。

講義形式の研修科目は、「総合教養科目」「政策形成能力を高めるための公共政策科目」「地方公共団体を巡る最新の話題」で構成され、最新の地方自治体を取り巻く現状や課題について、第一線で活躍されている講師陣から話を聞くことができる贅沢な時間であった。正しい情報をもとに、常に先をみて論理的に考えることの必要性など、自分にない視点を学ぶことができた。

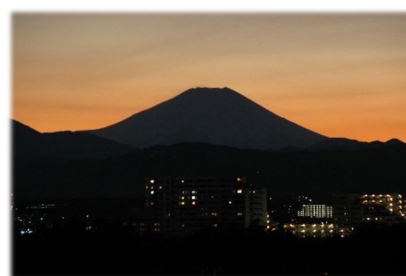
演習班に分かれて行うテキスト型事例演習とディベート型演習は、問題発見能力、政策立案能力、プレゼンテーション能力を養うことがねらいとなっている。テキスト型事例演習には事前課題があり、3冊の課題研究用事例演習テキストが事前に送付されてきた。テキストを熟読し、自分の自治体の現状や課題を調べた上で、自分の考えをA4用紙2枚程度の検討事項ペーパーにまとめなければならず、どのテーマも業務として関わったことがなく戸惑ったが、やればそれだけ知識が増えると気持ちを切り替えて取り組んだ。この事例検討ペーパーをもとに、4人程度の小グループで議論を重ねて意見を取りまとめ、さらに4つの小グループで構成される演習グループで発表し、議論を深めた。全国各地から研修生が集まっているため、同じテーマであっても自治体によって現状や課題は様々である。課題に対する考え方や課題解決へのアプローチの仕方など、同期の研修生の多角的な視点での捉え方を学ぶことができ、多くの刺激

を受けた。これらの演習を通じて、今の自分に何が足りないのか再認識することができ、今後起こり得る様々な課題に対し、前向きに取り組んでいく覚悟ができたように思う。

特定政策課題レポートは、8,000字から12,000字程度の文字数が指定されていたが、このレポート作成が一番苦勞した。というのも、限られた時間の中で、全国的な動向の把握、自分の所属する自治体の現状の把握と課題の発見、それに関する情報収集と分析を行った上で、論点がずれないように整理しながら課題解決に向けた提言をしなければならない。時間に追われ焦らないためにも、テーマの選定や情報収集、構成をイメージするなど、入校前にできるだけ準備しておくことを強くお勧めする。

4 研修を終えて

「何かを得ているときは同時に何かを失っているから時間を大切に」、「負荷がかからないと伸びない超回復という概念」という佐々木校長の言葉と、「向き、不向きより、前向きに」という同期の研修生の言葉。これらの言葉と苦樂を共にした仲間を支えられ、自分に負荷をかけることをどこかで楽しみながら、全力で課題に向き合うことができた。そして、新しい知識やスキル、自己の意識改革だけでなく、人と人とのつながりの大切さを学び、今後の公務員生活にとって大きな財産となったかけがえのない仲間達と出会うことができた。自治大学校は、そんな素晴らしい経験ができる場所。私は、この仲間達と過ごした寄宿舎の部屋から眺めた富士山を生涯忘れることはないだろう。



(寄宿舎からの富士)

自治大職員の声

自治大学校部長教授 仲村 吉広

編集者注：本稿は、自治大学校における演習・講義の特長などについて、自治大学校の職員が記したものです。

1 はじめに

皆さん、こんにちは。7月に自治大学校部長教授に着任した仲村と申します。

自治大学校には、平成18年に研究部に勤務したことがあります。アジアなど諸外国の地方行政に携わる公務員の方々を対象とした地方自治の研修や基本問題研究会等を担当しました。EROPAの会議でブルネイに出張したこともよい思い出です。また、内部教官として政策立案演習等の演習も担当しました。

現在、8月中旬から始まる研修課程の演習等の準備をしています。本稿では、演習のうち①政策立案演習と②事例演習について、私なりに捉えた演習の内容や特色等をお話したいと思います。

2 政策立案演習

政策立案演習とは、演習課目の総括として、特定の政策課題をテーマに、実際に首長に提言することを想定して課題解決のための具体的な政策をグループで立案するものです（令和2年度研修計画より）。

「実際に首長に提言することを想定している」切り口から、その内容を紹介します。

首長に具体の政策を提言し、納得していただくには、まずは、提言する政策は根拠に基づき、効果的・効率的なものであることが必要です。一般に、首長に政策を説明する前には、部長や課長、財政担当や人事・組織担当等に説明し、納得してもらう必要があります。こう考えると、提言する政策は、複数の解決方を検討し、その費用対効果等を行った結果、最適のものであ

ることを分析しておく必要があるかと思います。課長、部長等と説明していく課程では、反対の意見等様々な意見が出ることも想定されます。そのような意見を想定し、それに対する見解も考えておく必要があるかもしれません。また、取り上げるテーマや提言する政策は、具体の地域の課題であり、地に足の着いた政策であることが必要です。さらに、内容に加え、簡潔・明瞭な説明等の効果的な説明方法も求められます。

政策立案演習のこのような内容から、第1部課程及び第2部課程の講義・演習の中で最多の時間を政策立案演習にあて、グループ内で議論しまとめ上げるための時間を確保しています。また、現場の状況等を把握し、担当者の意見を直接聞くため、演習の中に実地調査も設けています。さらに、首長へ提言するのと同様の場として、政策立案演習発表会を用意し、自治大学校校長をはじめとする職員や外部教官の前で発表する機会を設けています。

自治大学校では、「データ分析演習」、「政策事例演習」、「講師養成課目」等の演習も行っています。政策立案演習は、これらの演習の成果も活用しながら進めていくともいえ、演習課目を総括する演習と位置づけています。また、自治大学校では、これからの時代を担う地方公務員に必要な能力として「問題発見・解決能力」、「政策立案能力」、「プレゼンテーション能力」、「マネジメント能力」、「公共政策・行政経営に係る知識」及び「幹部候補生としての使命感」を研修生の皆さんに習得してもらいたいと考えています。政策立案演習によりこれらの能力が習得されることが期待されています。

グループ単位で行うのも政策立案演習の特色だと思います。研修生の皆さんは、所属する自治体や経験された業務が異なっていますので、演

習の中で出される意見も様々でしょう。演習においては、意見を出し合い、調整しながら、グループとしてのテーマを設定し、具体的な政策をまとめ上げていきます。この経験は、所属する自治体に戻った後も、関係者と協議して政策等を取りまとめていく際に役に立つものと思います。また、報告書を取りまとめた後の達成感は格別かと思います。

政策立案演習に当たっては、テーマを設定し、政策を立案していく研修生の皆さんの取り組みを、うまくサポートしていければと考えています。例えば、「このような見方、考え方もあるのではないか」等投げかけたりしながら、皆さんの検討が進むのをお手伝いできればと思います。その際には、これまで勤務した自治体での経験等も踏まえたアドバイスができればと思っています。

3 事例演習

事例演習にはテキスト型と持寄型があります。

テキスト型は、指定されたテーマごとに、現行制度を網羅的に理解した上で、テキストに掲載されている自治体の先進事例等も参考にしながら、研修生の皆さんの所属する自治体の制度の課題や改善策等を検討するものです。具体的には、事前に各自で「検討事項ペーパー」をまとめ、演習においてグループ内で議論を行います。

政策立案演習は研修生の皆さんが、課題テーマの発見・設定から対応方策の検討まで行いますが、この事例演習はあらかじめテキストに示されているテーマについての課題を発見し改善策を検討するものといえます。

テーマは、①在留外国人に係る法制度、②メンタルヘルス不調職員に係る法制度、③若年の生活困窮者と職業訓練等5つあり、各課程では、そのうち2ないし3テーマを取り上げます。いずれも近年行政課題となっているものであり、研修生の皆さんが現行制度を理解し、改善策等を検討することは、必要であるし、有用である

と思います。

「現行制度を網羅的に理解して」と紹介しましたが、取り上げているテーマは、現行制度を理解することに骨の折れるものが多いと思います。累次に改正が行われた結果複雑な制度になっていたり、現行の制度のすき間の課題といえるためそれぞれの制度を理解する必要があったりするためです。公務員は、根拠となる法令、通達等に当たり、内容を確認しながら業務を進めていく必要があります。事前の検討の際には、根拠を十分に確認していただければと思います。事例演習をこれまで勤務したことのない課に異動し、業務を進めていく場合の練習と捉えることもできるかと思います。

演習の際に、議論が進まないこともあるかもしれません。私を含めて教官が巡回していますので、お声がけいただければと思います。

事例演習の持寄型については、研修生の皆さんが、自らの自治体の課題となっている分野の中から、研修に取り上げることが適当と考えるものをテーマとして持ち寄ることになります。演習では、研修生の皆さんがそれぞれのテーマを発表し、外部講師による講評や意見交換が行われます。

4 むすびに

今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、研修の中止や実施時期の変更を行いました。皆様にもご心配等をおかけしたものと思います。

自治大学校の研修が実り多いものとなり、研修生の皆さんが研修を受けてよかったと思えるように、取り組んでいきます。



(自治大学校正門)

自治大職員の声

自治大学校教授 安藤 高広

編集者注：本稿は、自治大学校における演習・講義の特長などについて、自治大学校の職員が記したものです。

1 はじめに

皆さん、こんにちは。総務省自治大学校で教授をしています安藤と申します。自治大学校には、平成23年7月から平成25年11月まで勤務していたことがあり、今回が2度目の配属となります。今年度はコロナの影響があり、執筆時点において、未だ研修生各位を受け入れられていない状況ではありますが、当時と変わらない、素晴らしい邂逅があるものと、胸を躍らせています。

さて、本稿では、自治大学校における研修課程の概要及び私が担当する講義等について御紹介していきたいと思っております。

2 自治大における研修課程

さて、改めて触れるまでもなく、私が以前在職していた当時と比べても、世の中の状況は大きく変わりました。例えば、当時は第3次地方分権一括法が成立したタイミングだったものが、既に第10次の一括法施行にまでいたっており、地方分権改革の一層の進展が見られるところです。また、今では当然のように掲げられる「地方創生」という用語も、当時は存在しなかったものです。こうした公共政策に関する制度改正の進展のみならず、フィンテックやシェアリング・エコノミーを含むソーシャル・イノベーションも、地方行政全般に大きな影響を及ぼしているものと考えられます。

こうした状況を踏まえ、自治大においても研修課程を大きくアップデートしています。具体的には、平成30年度に大きく課程の位置づけそのものを変更しているところなのですが、従

前、第1部課程や第2部課程は演習と講義で構成されていたところ、一般研修課程における講義は実践的な政策形成能力を高めるためのものに厳選し、演習を中心とした課程に組み替えています。その上で、幹部職員等に必要な基本法制に関する講義等を基本法制研修として編成し、選択受講制としています。これにより、これからの時代を担う地方公務員に必要な六つの能力（問題発見・解決能力、政策立案能力、プレゼンテーション能力、マネジメント能力、公共政策・行政経営に係る知識、幹部候補生としての使命感）を効果的に習得していただきたいと考えています。

3 担当講義等について

上述のとおり、自治大における課程編成は、従前のものから大きく変更を遂げており、それに合わせて私ども内部教官の役割も大きく変わりました。本節では、私が担当を予定しているものについて御紹介したいと思います。

(1) 地方公務員制度講義

基本法制における地方公務員制度講義については、内部教官で担当させていただく予定となっております。地方公務員制度については、前回着任時にも担当させていただいていたのですが、その時から重要な改正がいくつも行われているところですので、そうした新しい制度についても十分に触れていきたいと思っています。

また、基本法制Aにおいては、できる限りインタラクティブな講義となることを目指して、グループごとの発表などの手法も取り入れていきたいと考えています。

(2) 各種演習について

演習科目について、従前は内部教官も担当班を持ち、事例演習や政策立案などを通じて、研

研修生の皆様と議論をさせていただいていました。

平成30年度以降については、演習の班を担当するのは外部教官のみという扱いとなりましたので、そうした班別討議の場で研修生の皆様と議論する機会はないのですが、一方で内部教官は、小グループ討議（事例演習等であれば、班内を4つのグループに分けた上で、各グループにおいて検討項目等について議論する場、政策立案演習であれば、各グループが外部教官指導等を踏まえて検討を行う場）における「巡回」を行うこととなっています。これにより、班別討議や外部教官指導などにおいて、より効果的な議論をするためのお手伝いができればと考えています。

今後、研修生の皆様にお目にかかる際には、そうした「本番前」の場ということになりますので、皆様が普段どのような悩みを抱えていらっしゃるのか、政策実施の現場においてどのような工夫をされているのか、などについて、ざっくばらんにお話ができるものと期待しています。

4 結びに

自治大に来られる研修生の皆様は、自治大での研修や生活について、期待と不安を抱えているのではないかと拝察します。確かに、職場で勤務する場合と比べ、大きく環境は変化することでしょう。ただ、自治大の学ぶ環境は、講師陣のみならず生活環境も含めて素晴らしいものであることは、おそらく皆様の諸先輩方からもお話を聞かれているのではないのでしょうか。私としても、自治大の施設・設備については他に例を見ないほど充実しているものと、自信を持って御紹介できます。また、地元・立川市も、学びの環境として最適ですので、是非楽しみにしていただきたいと思います。

研修生の皆様が自治大をハブにして、組織・性別・年齢・地域等を超えた、ともに切磋琢磨する多くの仲間を見つけていただけるよう、私

ども自治大職員一同、全力でサポートしたいと思えます。

それでは、自治大で研修生の皆様のお目にかかることを心よりお待ちしております。



(自主討議室・厚生棟2階)



(図書室・厚生棟2階)

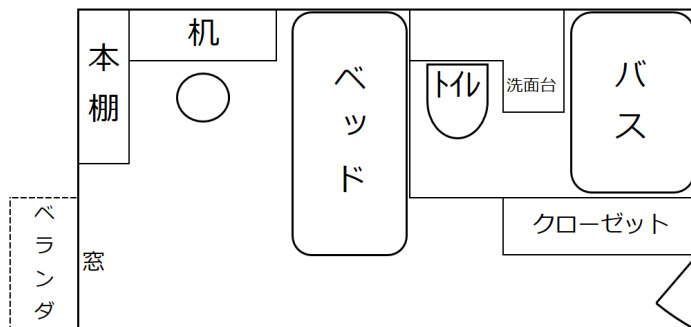
お役立ち情報 ～自治大学校施設案内・寄宿舍編～

編集者注：このコンテンツは、自治大学校へ入校（予定）する地方自治体の職員の皆さまへ、研修生活に役立つ情報を定期的に発信するものです。

今回は、自治大学校内の施設の内、研修生の生活の場であり、生活の中での出会いや交流の場となる「寄宿舍」（麗澤寮・洗心寮）の一部をご案内します。

基本情報

- ▶延床面積／14, 131㎡ ▶階数／地上8階、地下1階
- ▶宿泊室／バス・トイレ付きの個室（洋室）
一般宿泊室（390室）、身障者用宿泊室（4室）
- ▶レイアウト等／1部屋約16㎡



- ▶付属備品等／布団・毛布・枕（シーツ、布団・枕カバーは指定日交換制）、机に蛍光灯・PC・内線電話、ベッドは収納引出付、クローゼット内に3段ケース、木製ハンガー2本、簡易物干し、コンセントは壁面に2口、窓は網戸と木製ブラインド引き戸等
- ▶主要施設／談話室（各階）、大浴場（地下1階）、洗濯乾燥機（各階）、リネン室（麗澤寮1階）等



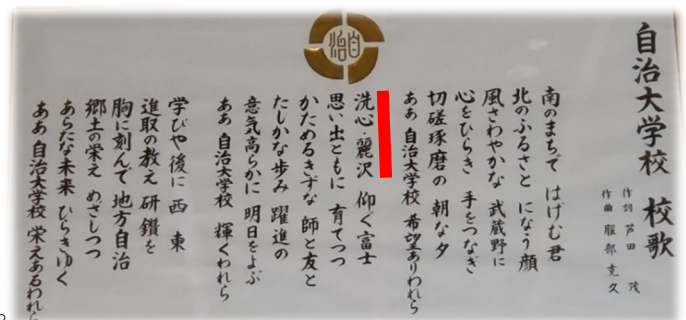
麗澤寮・洗心寮の命名由来など

麻布校時代の愛称を引き継ぎ、

- 麗澤寮：元自治庁長官岡野清豪氏が「朋友相扶けて学を論じ徳をはげむ」
- 洗心寮：元自治大臣秋田大助氏が「心中のわだかまりを洗い去る」

の意から命名。いずれも易経が出典とされています。

自治大学校校歌にも、「洗心」「麗澤」の歌詞があり、校歌は毎日（9時15分）、寄宿舍を含む校内に流され、研修生は自然と歌詞を覚えることとなります。



談話室の魅力



寄宿舍での最大の魅力は、各フロアにある「談話室」です。テレビ・和室・キッチン・冷蔵庫・レンジ等を備えた「談話室」では研修生が一同に会し、勉強会・懇親会等、さまざまな場面で利用することとなります。もちろん、Wi-Fi環境も整備されています。こうしたスペースを確保していただいた先人の知恵に感謝しつつ、整理整頓を心がけて利用しましょう！なお、利用時間は、消灯時間の24時までです。